

労使協議報告

11月22日に法人との労使協議が行われ、就業規則について、法人より以下の規則の改正の提案がありました。

- 1) 職員育児休業規則
- 2) 有期雇用職員育児休業規則
- 3) 職員介護休業規則
- 4) 有期雇用職員介護休業規則
- 5) 職員就業規則
- 6) 特任教員等就業規則
- 7) 特任専門職就業規則
- 8) 短時間勤務非常勤職員就業規則
- 9) 期間雇用非常勤職員就業規則
- 10) 外国人研究員就業規則
- 11) リサーチ・アドミニストレーター就業規則
- 12) 特定教職員就業規則
- 13) 非常勤講師就業規則

また、法人と過半数代表者との次の2つの協定書案も提示されました。

- 1) 時間外勤務を免除する職員の適用除外に関する協定書
- 2) 介護に係る特別休暇が付与される者の適用除外に関する協定書

上記の規則改正は、民間労働法制（平成29年1月1日施行）に即して行われるものです。従って改正も平成29年1月1日付けで行われる予定です。

法律の改正、および人事院規則等の改正の要点は以下の7点です。

- 1) 現行では1回のみ介護休暇が、3回まで分割可能となること。
- 2) 最長3年、1日2時間まで、介護のため勤務しないことが承認可能となること。
- 3) 育児休業等の育児支援制度の対象が、現行の「法律上の親子関係のある子のみ」から「特別養子縁組みの監護期間中の子等」にも広げられること
- 4) 介護を行う職員の超過勤務が、現行では請求があった場合は一定時間以下に制限されるだけであるが、免除も可能となること。
- 5) 介護休暇等の対象家族として認められている祖父母、孫、兄弟姉妹について、現行では同居が必要であるが、同居が必要ではなくなること。

- 6) 上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等防止について、現行では意識啓発等が求められているが、マタハラ等防止策を整備することになること。
- 7) 非常勤職員の育児休業・介護休暇について、取得要件が一部緩和されること。

なお、マタハラ等防止策については、別途定められることになってはいますが、まだできあがってはいません。

以上の規則改正に関して、法人が配布した説明資料を添付します。ご参照いただき、ご質問、ご意見をお寄せ下さい。

現在、育児・介護にかかわっておられる方にとっては特に関心をお持ちになる規則改正であると思います。該当される方が近くにおられれば、（非組合員の方であっても）お知らせいただき、ご意見をお寄せ下さるようお願いいたします。

組合としての意見を決定するため、第2回代議員会を開きます。